

# 特集

## 平成27年分所得税確定申告・平成28年度町県民税申告相談 役場3階大会議室で2月16日(火)～3月15日(火)まで

今年も、休日申告日として2月21日(日)・28日(日)に受け付けます。

町では、2月16日(火)～3月15日(火)までの平日に申告相談を受け付けます。平日お仕事等で都合が付かない方は休日申告相談日(2月21日・28日の日曜日)をご利用ください。なお、収支内訳書、医療費控除の明細書は事前に作成してご持参ください。

### ○申告しなければならぬ方

①平成27年中に営業、農業、不動産、配当、譲渡などの所得があった方

②給与所得者で、次に該当する方

- ・給与の年収が2千万円を超える方
- ・年の途中で退職等をして、年末調整をしていない方

- ・年末調整後に、内容に変更が生じた方
- ・2か所以上から給与等を受けている方

- ・給与所得のほか、①などの所得がある方
- ・給与所得のみの方でも、事業主から「給与支払報告書」が町に提出されていない方

③公的年金受給者で、次に該当する方(広報1月号に詳細が記載されていますので、ご確認ください。)

- ・公的年金収入以外に、所得がある方

・公的年金収入のみで、所得控除を受ける方

④扶養控除・障がい者控除・社会保険料控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・雑損控除など各種控除を受ける方

⑤国民健康保険加入世帯の世帯主(ただし、給与所得のみで年末調整を受けている方や、年金収入のみの方は、申告の必要はありません)

※①～⑤に該当しない場合(例えば、給与所得のみで年末調整を受けている場合や、所得がなく家族の扶養になっている場合)は、申告の必要はありません。

※青色申告の方、損失申告の方、土地・建物・株式等の譲渡所得のあった方及び贈与・相続・消費税については、税務署に申告してください。なお、譲渡所得でも内訳書が事前に作成済みのものは町でも受け付けますので、申告期間前に税務課にご相談ください。

### ○申告に持参する主なもの

①印かん(口座振替の申し込みをされる方は、銀行の届出印)

②申告書(税務署から送付されている方)

③申告者名義の口座番号が分かるもの(確定申告での所得税の口座振替による納付又は、還付金の受領の口座振込を利用する方)

④平成27年中の所得を明らかにできる書類

・給与、報酬、賃金、年金等がある方は、源泉徴収票(原本)、支払調書(原本)

・営業、農業、不動産所得のある方は、収入及び経費が記載されている収支内訳書(申告前に記入し、必ず控えをとり大切に保管してください)

・配当、一時、雑所得のある方はその所得の内容を証明する書類

⑤控除を受けるための証明書類

・国民年金保険料の控除証明書(※1)又は領収書

・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書又は納付額確認書(年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。)

・任意継続等の保険料の領収書又は証明書

・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の控除証明書

・障がい者控除該当者は、障がい者手帳又は障がい者控除対象者認定書

・医療費控除を受ける方は、支払った医療費の領収書、明細書

・寄附金控除、雑損控除を受ける方は証明書類

・住宅借入金等特別控除を受ける方は必要書類

(広報1月号に詳細が掲載されていますので、ご確認ください。)

## ○申告をしなかったら・・・

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の正しい計算ができません。
- ・次の手続きなどに必要な証明等が行えませんが、

### ◇国民年金保険料免除の申請

### ◇福祉・扶養・公営住宅関係

## ※1 国民年金保険料の納付証明書等の添付(提示)義務について

国民年金保険料を社会保険料控除する場合には、1年間の納付額を証明する書類を添付又は提示することが義務づけられています。日本年金機構から納付額を証明した控除額証明書(ハガキ)が送付されますので、申告の際はこの証明書や領収書を必ず持参してください。

Q. 国民年金保険料の領収書や控除証明書をなくしてしまった場合は？

A. 年金事務所や専用ダイヤルに、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「生年月日」等を申し出て、控除証明書の再発行を依頼してください。

### ▼連絡先

#### ●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281

#### ●控除証明書専用ダイヤル

☎0570(058)555

## ○医療費控除を受けられる方へ

自己又は生計を同じくする配偶者や、その他親族のために支払った医療費があり、**27年中に支払った金額から保険金等により補填される金額を控除した金額が、10万円(総所得金額等が200万円未満の方は、その額の5%)を超えている場合に、医療費控除を受けることができます。**

### ◇必要な書類等

- ・医療機関等で発行された領収書(明細書)
- ・介護サービスに係る領収書については、**医療費控除対象額が明記されたもの。**
- ・医療費の明細書

医療費の領収書を「医療を受けた方」「医療機関」「支払医療費」の順に整理・計算し、記入したものを、支払った医療費に対し、保険金等で補填された金額があれば、併せて記入が必要です。用紙は税務課窓口にご用意しております。

### ◇医療費控除の対象とならないものの例

- ・健康診断や各種予防接種、美容整形の費用
- ・疾病予防や健康増進などの医薬品や、健康食品の購入費等
- ・入院中の身の回りの品・診断書等の文書料
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金

## ○新築・購入・増改築等をした方は所得税の住宅借入金等特別控除申告を忘れずに

平成27年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築等をした方は、一定の要件に

あてはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。控除を受けるための各種要件・必要書類については、宇都宮税務署 ☎028(621)2151 又は町税務課におたずねください。広報1月号にも詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

## ○確定申告書や収支内訳書の控えは大切に保管しましょう

来年申告する際の参考資料になりますので、大切に保管してください。また、県や町、金融機関等への手続きの際に使用する場合もあります。

## ○平成27年分の申告書へのマイナンバーの記載は不要です。28年分(来年提出するもの)より記載が必要となります。

## ○町県民税申告についてのお知らせ

・所得税の確定申告をした方は、町県民税の申告は不要です。

・公的年金を受給している方へ

所得税の申告が不要である方(年金収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方)についても、町県民税の申告が必要となる場合や、申告により各種控除を追加すること、28年度町県民税が減額になる場合があります。詳細は広報1月号に記載しておりますので、ご確認ください。

### ▼問い合わせ先

#### 税務課 住民税係

☎569122

# 宇都宮税務署 確定申告会場のご案内 マロニエプラザ

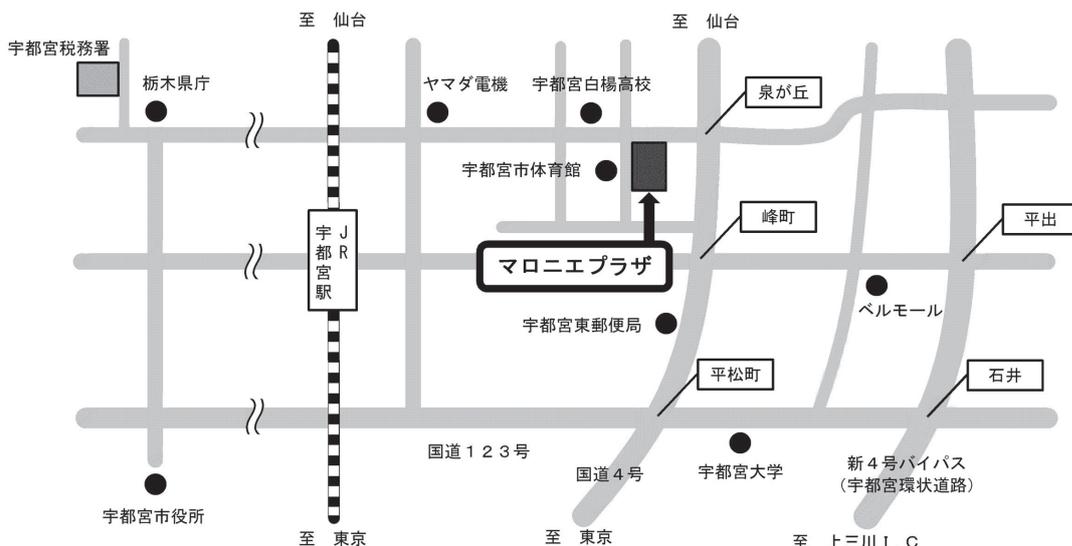
## ▶開設期間=2月15日(月)~3月15日(火)

(土、日曜日を除く)ただし、2月21日(日)と2月28日(日)は開設します。

※上記開設期間中は、宇都宮税務署庁舎では申告相談を行っておりませんので、ご注意ください。

## ▶受付時間=午前9時から午後4時まで

※会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。また、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。



《マロニエプラザ所在地》 宇都宮市元今泉6-1-37

<徒歩> JR宇都宮駅東口から約15分

<バス> JR宇都宮駅西口9番のりば 越戸經由柳田車庫行・越戸經由松下電器前行

「白楊高校」下車(徒歩約3分)

・JR宇都宮駅東口4番のりば 東図書館經由平出工業団地行 マロニエプラザ前下車

▶問い合わせ先=宇都宮税務署 ☎028(621)2151

(自動音声の流れますので「0番」を選択してください。)

## 確定申告書は自宅で作成し郵送で提出!

○確定申告期間中は、確定申告会場は大変混雑し、長時間(最大3時間以上)お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができます。

詳しくは

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 作成コーナー

検索

なお、作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得等事前準備が必要です。

※平成25年分から平成49年分までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

▶お問い合わせ先=宇都宮税務署 ☎028(621)2151

## 平成27年分所得税の確定申告 並びに、 平成28年度町・県民税の申告相談日程表

- ▶申告会場=役場 3階 大会議室
- ▶申告相談時間=午前8時30分～正午、午後1時～5時
- ▶受付時間=午前7時40分～11時、午後1時～4時

日 付	地 区 名
2月16日(火)	本郷台第1・第2
2月17日(水)	本郷台第3・上郷1区・2区
2月18日(木)	上郷3区・4区・5区・西蓼沼
2月19日(金)	東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・上文挾・西汗上東・露無・ひがしはら
2月22日(月)	東汗東・東汗西・西木代
2月23日(火)	西汗上西・西汗下
2月24日(水)	磯岡・美里・並木
2月25日(木)	下町3区・4区・5区・中町・大町
2月26日(金)	上町・東館北部・日産アパート・日産寮
2月29日(月)	三ツ家・常光坊・下町1区・2区・東館南部・泉町
3月 1日(火)	井戸川・愛宕町・願成寺
3月 2日(水)	峰町・睦淵・しらさぎ・マロニエプラザ
3月 3日(木)	坂上本田・坂上河原・三本木・桃畑・友愛苑
3月 4日(金)	上蒲生北・上蒲生南・上蒲生東・下蒲生
3月 7日(月)	五分一・三村・雇用促進住宅・雇用促進住宅南・十三塚
3月 8日(火)	大山第1・第2・第3・第4・天神町
3月 9日(水)	西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・間の田
3月10日(木)	下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トータスホーム
3月11日(金)	島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台・県営かみのかわ住宅
3月14日(月)	上梁・川中子1区・2区・3区・ゆうきが丘第1・第2・第3・第4・第5
3月15日(火)	予 備 日

- ※平日お仕事等で都合が付かない方は休日申告相談日(2月21日、28日)をご利用ください。
- ※期間中は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、会場の混雑具合によっては午前中の受付でも午後の申告になる場合がありますので、ご了承ください。
- ※できるだけ自治会割当日に申告くださるよう、ご協力をお願いします。

### ●休日申告相談

日 付	受 付 時 間 等
2月21日(日)	申告相談時間 午前8:30～12:00 午後1:00～4:00
2月28日(日)	(受付時間 午前7:40～11:00 午後1:00～3:00)

※21日(日)は、NISSANしらさぎ駅伝競走大会が開行されるため、確定申告来場者用駐車場は役場庁舎東側のみとなります。ご協力をお願いいたします。